

平成 29 年 7 月 18 日

各位

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

議決権行使にかかる事務過誤について

信託財産として保有する株式の議決権行使業務につきましては、運用会社から議決権行使の指図書を受領し、指図書に従った行使処理を行っておりますが、本年 6 月の議決権行使業務におきまして、1 銘柄にかかる行使指図の一部に関し、弊社事務過誤により指図通りに行使できなかつた事態が判明いたしました。

なお、当該議案の決議結果には影響がなかつたことを、公表資料を通じ、弊社にて確認しております。

本件につきましては、既に発行企業、指図を頂戴した運用会社、委託者に対しまして、事態についてご報告のうえ、お詫び申し上げます。

弊社では、事務フローの見直しやチェック体制の強化等による再発防止に加え、議決権行使業務の重要性を強く認識し、正確かつ迅速な実務へのご付託に応えられますよう、引き続き、管理態勢とガバナンスの強化を図って参ります。

以 上

<本件に関する問い合わせ先>

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 企画部 企画チーム

TEL:03-6220-2071